

関係法令一部抜粋

※ 以下、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を「法」といい、同法施行規則を「規則」という。

(猟具ごとに表示する事項)

規則 第七十条 法第六十二条第三項の環境省令で定める事項は、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号とする。

2 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。

(危険猟法の禁止)

法第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法(以下「危険猟法」という。)により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

規則 第十条第3項 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一 *Lepus timidus* (ユキウサギ) 及び *Lepus brachyurus* (ノウサギ) 以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)

二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法

三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法

四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法

五 装薬銃であるライフル銃 (*Ursus arctos* (ヒグマ)、*Ursus thibetanus* (ツキノワグマ)、*Sus scrofa* (イノシシ) 及び *Cervus nippon* (ニホンジカ) にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。) を使用する方法

六 空気散弾銃を使用する方法

七 同時に三十一以上のわなを使用する方法

八 鳥類並びに *Ursus arctos* (ヒグマ) 及び *Ursus thibetanus* (ツキノワグマ) の捕獲等をするため、わなを使用する方法

- 九 *Sus scrofa* (イノシシ) 及び *Cervus nippon* (ニホンジカ) の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 *Ursus arctos* (ヒグマ)、*Ursus thibetanus* (ツキノワグマ)、*Sus scrofa* (イノシシ) 及び *Cervus nippon* (ニホンジカ) 以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
- 十二 矢を使用する方法
- 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- 十四 キジ笛を使用する方法
- 十五 *Syrnaticus soemmerringii* (ヤマドリ) 及び *Phasianus colchicus* (キジ) の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

(生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域)

規則第八条 法第十一条第一項の環境省令で定める区域は、前条第一項第七号八からチまでに掲げる区域とする。

第七条第一項第七号

八 公道

二 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十一条第一項の特別保護地区

ホ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの

へ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域

ト 社寺境内

チ 墓地